雇用保険を 受給中の 皆さまへ

面接や教育訓練などで保育等サービスを利用した場合に 費用の一部が支給されます(平成29年1月~)

「求職活動関係役務利用費」のご案内

「求職活動関係役務利用費」とは、雇用保険の受給資格者等*1が、平成29年1月以降に、求人者との面接等をしたり、教育訓練を受講したりするため、子のための保育等サービス*2を利用した場合、そのサービス利用のために負担した費用*3の一部が支給される制度です。

- ※1 受給資格者等:基本手当の受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者、日雇受給資格者
- ※2 保育等サービス:認可保育所の保育、認可幼稚園の保育、認定子ども園の保育、一時預かり事業等
- ※3 費用:保育等サービス実施者に対して支払った利用料として、保育等サービス実施者が証明する額(税込)

支給の要件

○ 以下の条件を全て満たす場合に、「求職活動関係役務利用費」の支給が受けられます。

1 支給対象となる方

保育等サービスを利用した日において受給資格者等(上記 ※1)である方。

- ・「基本手当の受給資格者」の場合 ⇒ 受給資格決定日から、最後の認定日(支給終了日)または 受給期間満了日のどちらか早い日まで
- ・「高年齢受給資格者」の場合
- ⇒ 離職日の翌日から1年間
- ・「特例受給資格者」の場合
- ⇒ 離職日の翌日から6か月間

※いずれも、受給資格の決定手続きを行っている方に限ります。また、受給資格の決定手続き以後に就職等した場合は、上記期間内であっても受給資格者等には該当しません。

2 支給対象となる「面接等」と「教育訓練」

対象となる
面接等

支給の対象となる面接等とは「①求人者との面接」のほか、「②筆記試験の受験」、「③ハローワークや許可・届出のある職業紹介事業者等が行う職業相談・職業紹介等」、「④公的機関等が行う求職活動に関する指導」、「⑤個別相談が可能な企業説明会等」をいいます。いずれも、失業認定における求職活動に該当する活動であることが条件です。

対象となる 教育訓練

支給の対象となる教育訓練の受講とは、「①ハローワークの指示・推薦による公共職業訓練等の受講」、「②就職支援計画に基づく求職者支援訓練の受講」、「③ハローワークの指導による各種養成施設への入校」、「④教育訓練給付の対象訓練及び短期訓練受講費の対象訓練等の受講」をいいます。

3 支給対象となる子

保育等サービスを受けるにあたって、その保育の対象となる子とは、「①法律上の親子関係に基づく子(実子の他養子も含む。)」、「②特別養子縁組を成立させるために監護を受けている者」、「③養子縁組里親に委託されている者、養育里親に委託されている者」をいいます。

その他、ご不明な点は、お気軽に最寄りのハローワークの「雇用保険窓口」にお尋ねください。

ハローワーク 所在地





支給額・算出方法等

1 支給額

保育等サービス利用のために本人が負担した費用(保育等サービス利用費)の<u>80%</u>を支給します(1日あたりの支給上限額6,400円)。

【計算式】1日あたりの保育等サービス利用費(上限額8,000円)× 80%

2 保育等サービス利用費の算出方法

日払いの場合

面接等、または教育訓練を受けた日に要した、保育等サービスの利用費を 1日単位で申請してください(上限額8,000円)。

【例】利用費が、A日=4,000円、B日=7,000円、C日=9,000円の場合申請額は、A日=4,000円、B日=7,000円、C日=8,000円

※ C日は上限額 (8,000円) を超えるため、8,000円が申請額となります。

月額の場合

『月額費用 : その月の暦日数 × 面接等や教育訓練を受けた日数』で算出した額を申請してください。

【例】 4月に面接等を6日受け、月額60,000円の利用費を支払った場合60,000円÷30日×6日=12,000円(保育等サービス利用費)

3 支給対象となる上限日数

※それぞれ下記の日数に達するまでは支給対象となります。

面接等をした日

⇒ ^{支給の上限} **15 日**

訓練を受講した日

支給の上限

で文碑したロ 60日

受給の手続き

支給申請書等の提出

「求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)支給申請書」に、下の必要書類を添えて、失業の認定日に住居所管轄のハローワークへ提出してください。

- ※ ただし、ハローワークの指示により公共職業訓練等を受講する受給資格者(公共職業訓練等の実施施設を経由 して失業の認定を受けることを希望する方に限ります。)は、失業の認定の対象となる月分について、翌暦月 中に提出を行う必要があります。
- ※ 高年齢受給資格者、特例受給資格者または日雇受給資格者が申請する場合は、保育等サービスを利用した日の 翌日から4か月以内が申請期間となります。

必要書類

- ① 受給資格者証等
- ② 保育等サービス事業者が発行する保育等サービス費用に係る領収書
- ③ 保育等サービス事業者が発行する「保育等サービス利用証明書」
- ④ 保育等サービス事業者が発行する「返還金明細書」 (領収書を発行後、利用料の値引き等により、保育等サービス利用費の一部が返還された場合に限ります。)
- ⑤ 事業主の証明を受けた「面接証明書」等の求人者との面接等を行ったことを証明する書類 (求人者と面接等を行った場合に限ります。)
- ⑥ 訓練実施者の証明を受けた「教育訓練受講証明書」等の訓練を受講したことを証明する書類 (教育訓練を受講した場合に限ります。)
- ⑦ 対象となる子の氏名、本人との続柄を確認できる住民票記載事項証明書等
- ⑧ 保育等サービス利用費について、地方公共団体等の第3者から補助を受けた場合は、その額を証明する書類